

南関町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う搬出制限区域の解除及び消毒ポイントの一部終了について

- 南関町で発生が確認された高病原性鳥インフルエンザについては、12月16日から制限解除に向けた清浄性確認検査を実施しており、本日午後5時に陰性が確認されました。
- これに伴い、12月21日午前0時を以て搬出制限区域を解除し、併せて2か所の消毒ポイントを終了します。
(引き続き、一般道2か所及び菊水IC、南関ICの合計4か所を運営継続)
- なお、福岡県においても、本県の動きに合わせ、みやま市に設置している消毒ポイントを同時刻で終了する予定です。

1 終了する消毒ポイント

- ・ 平山バイパス観光トイレ (荒尾市)
- ・ 肥後古代の森 県営駐車場(和水町)

2 経過

- ・ 12月3日 : 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認
- ・ 12月5日 : 防疫措置完了
- ・ 12月16日 : 清浄性確認検査開始: 移動制限区域内 (半径3km以内)
- ・ 12月20日 : 清浄性確認検査結果判定 (陰性確認)
- ・ 12月21日午前0時: 搬出制限区域の解除 (3km~10km圏内)
消毒ポイント一部終了 (一般道2か所)
- ・ 12月27日午前0時: 移動制限区域の解除 (3km以内) (予定)
全ての消毒ポイントの運営終了

<参考>

○ 清浄性確認検査

- ・ 防疫措置完了 (殺処分、鶏舎・汚染物品の埋却及び農場消毒等) から10日経過後に、移動制限区域内の農場立入、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行うこと。
- ・ 全ての農場が陰性と確認された場合、搬出制限区域が解除される。

○ 移動制限区域

- ・ 発生農場から半径3km以内の区域
- ・ 生きた家きん、家きん卵等の農場外への移動を制限

○ 搬出制限区域

- ・ 発生農場から半径3km~10km以内の区域
- ・ 生きた家きん、家きん卵等の区域外への搬出を制限

【 問合せ先 】 総合指揮所 (農林水産政策課) 下田、大塚
畜産課 橋口
直通 096-333-2364
内線 5321、5322